

境川かわまちを進める会 規約(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「境川かわまちを進める会」(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、浦安市の中央を流れ、これまでの歴史を見つめ続けてきた「浦安の背骨」とも言える境川とその周辺エリアにおいて、「境川かわまちづくり計画【長期構想】」に定められた基本方針に則り、地域住民及び関係者が協力して「境川かわまちづくり」の活動・取組を実践することを目的とする。また、本会は、市民や民間団体等が主体となつて持続的なかわまちづくりを推進するため、行政と連携しながら、境川の水辺空間を活用し、地域の魅力と活力を高める活動を展開する。

(定義)

第3条 この規約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 本会 本規約に基づいて設置される「境川かわまちを進める会」をいう。
- (2) 本会員 本会を構成する個人を単位とする会員であり、かわまちづくりに関する事業・活動の企画・調整等に主体的に関与する者をいう。
- (3) 境川かわまちを進める会 部会 本会の下部に位置付けられる活動単位であり、本規約においては「部会」と略称する。
- (4) 部会員 境川かわまちづくりの活動に関心を持ち、部会に参加する個人であり、部会活動や情報共有等を通じてかわまちづくりに関与する者をいう。
- (5) 総会 本会員及び事務局が出席して開催される会議であり、本会の基本事項(年度活動方針、規約改正、役員選任等)を審議・議決するものをいう。
- (6) マネジメント会議 本会員及び事務局が出席して開催される会議であり、本会の運営方針及び活動に関する事項を検討するものをいう。
- (7) 推進協力団体 本会の目的及び境川かわまちづくりの趣旨に賛同し、部会に所属して活動への協力・支援等を行う意思を有する団体であつて、事務局による確認・登録を経たものをいう。
- (8) 事務局 浦安市の担当部署を中心とした本会の運営支援等を担う機関をいう。事務局は、必要に応じて外部支援機関(浦安市が業務を委託する者)を含む。
- (9) 協議会 浦安市が境川における「かわまちづくり」を推進することを目的に設置した「境川かわまちづくり推進協議会」をいう。本会は、協議会におけるかわまちづくりの推進主体として位置付けられ、協議会の助言を受けながら活動を行う。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 境川周辺の水・自然環境の保全・再生に関する活動
- (2) 境川周辺の歴史・文化の継承及び発信に関する活動

- (3) 境川周辺の賑わいや交流の創出に関する活動
- (4) 浦安市の子どもたちの教育、福祉及び健全育成に資する活動
- (5) かわまちづくりに関する関係主体(市民、団体、事業者、行政等)との連携及び情報共有
- (6) 境川かわまちづくりに関する各種提案、情報発信
- (7) その他、本会の目的に合致した活動

(事務局)

第5条 本会の事務局は、浦安市に置く。ただし、浦安市が業務委託を行っている民間団体等が、浦安市の指示の下、本会の運営に係る実務(会議運営、資料作成、会員管理等)を補助的に担うことがある。

(協議会)

第6条 本会は、その活動内容や成果を、年1回程度「境川かわまちづくり推進協議会」(以下「協議会」という)に報告し、助言を受ける。協議会からの助言は、本会の活動改善や発展のために尊重し、これを反映するものとする。

第2章 会員

(会員及び関連団体)

- 第7条** 本会の会員(以下「本会員」という)は、個人を単位とする。
- 2 部会員は、本会員には含まれないが、本会を支える立場として位置付けられる。部会員としての参加を希望する個人は、所定の方法により申込みを行い、事務局の確認を経て登録されるものとする。
 - 3 推進協力団体は、本会員には含まれないが、部会に所属し、かわまちづくりに関する活動に協力する団体として位置付けられる。登録に当たっては、別に定める情報を提出することを必要とし、反社会的勢力又はそれに準ずる団体の登録は認めない。推進協力団体としての登録は、マネジメント会議の承認をもって認定される。推進協力団体は、部会の活動に協力することを基本とする。

(任期・選出等)

- 第8条** 本会員の数は、各部会から上限3名、全体で9名以内とする。
- 2 同一推進協力団体から複数名の本会員を選出することはできない。
 - 3 任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 4 新たな選出は、部会内での立候補・推薦及び合意に基づき、事務局との調整を経て行う。
 - 5 再任に当たっては、任期終了前に当該会員が所属する部会を開催し、再任の意向を表明し、部会の合意を得ることを要件とする。
なお、任期満了の2か月前を目途に、意向確認を行うものとし、その補助として事務局が調整支援を行う。
 - 6 任期満了に伴う再任又は欠員が生じた場合に、部会の未開催や合意形成が困難な場合は、本会員によるマネジメント会議での協議を経て調整を行う。必要に応じて、事務局が

その補助を行うことができる。

7 本会員は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 推進協力団体に所属する者
- (2) 推進協力団体からの推薦を受けた者
- (3) 境川かわまちづくりに関する活動実績を有し、第 11 条に規定する部会においてその実績が認められた者

第 3 章 会議体

(総会)

第 9 条 総会は、本会員及び事務局により年 1 回開催される通常総会と、必要に応じて開催される臨時総会からなる。

2 総会では、次に掲げる事項を審議・議決する。

- (1) 年度活動方針及び報告
- (2) 規約の改正
- (3) 会長・副会長の選任
- (4) その他重要事項

3 総会の議決は、出席した本会員の過半数の賛成をもって決する。

(マネジメント会議)

第 10 条 マネジメント会議は、本会員及び事務局により定例的に開催する。会議の成立には、本会員の過半数の出席を要する。

2 マネジメント会議では、以下の事項を検討する。

- (1) 本会の運営方針
- (2) 境川かわまちづくりの推進に必要な事項
- (3) 本会員の加入・除名等に関する事項

(部会の設置)

第 11 条 本会は、本会の活動単位として、テーマごとに「境川かわまちを進める会 部会 (通称「境川かわまちを進める会メンバーズ」)」を設置する。

2 部会は、次の 3 つの部会からなる。

- (1) 水・自然環境部会
- (2) 歴史・文化部会
- (3) 水辺・水面利用部会

3 各部会には、活動に関心のある個人(部会員)又は団体が所属することができる。

4 部会員は、各部会のいずれかに所属するものとし、複数部会への参加も可とする。

5 各部会の開催、運営及び情報共有の方法は、部会員の協議により定める。

6 全体への情報共有が必要な場合は、合同部会や全体交流会を開催することができる。

第4章 役員

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 会計責任者 1名
- 2 会長・副会長・会計責任者は、本会員の互選により選出され、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 会計責任者は、本会の収支状況を把握し、会計の管理・報告を担う。
- なお、実際の出納や保管等の実務については、マネジメント会議での協議を経て、本会員又は事務局(その委託先である外部支援機関を含む)に委任することができる。

第5章 会計

(会計)

- 第13条** 本会の活動に要する経費は、寄附金、助成金、協賛金、収益事業による収入、使用料等をもって充てる。
- 2 本会は会員からの会費を徴収しない。
 - 3 必要に応じてイベントに参加する個人又は団体(民間事業者等を含む)から参加費その他の実費等を徴収する場合がある。
 - 4 支出については、本会の運営に必要な経費、活動費、並びに地域への還元に資する本会の目的に沿った用途に充てるものとする。
 - 5 会計責任者は、会計の管理及び年1回の総会における会計報告を担う。
- なお、実際の出納や保管等の実務については、マネジメント会議での協議を経て、本会員又は事務局の支援を受ける形で委任することができる。

第6章 雑則

(退会及び会員資格の喪失)

- 第14条** 本会員は、退会を希望する場合、メール等で退会の旨を事務局に通知することで随時退会できる。
- 2 本会員が次のいずれかに該当する場合、マネジメント会議での協議の結果、その資格を喪失することがある。
 - (1) 本規約の目的に反する行為を行った場合
 - (2) 政治・宗教活動その他、本会の運営を著しく妨げた場合
 - (3) その他、資格喪失となる正当な事由がある場合

(規約の改正)

第15条 本規約の改正は、総会において本会員の過半数の同意をもって行う。改正の内容については、協議会に報告し、必要に応じて助言を受ける。

(解散)

第16条 本会は、総会において本会員の3分の2以上の同意をもって解散することができる。

(規約に定めのない事項)

第17条 本規約に定めのない事項については、マネジメント会議での協議を経て定めるものとする。決定事項については、必要に応じて協議会に報告し、助言を受ける。

(会計に関する監査機能の導入)

第18条 将来的な必要性に応じて、会計の透明性及び信頼性を確保するため、マネジメント会議での協議を経て、監査機能を担う役割や体制を設けることができる。

附則

本会の設立日は、令和7年〇月〇日とする。

本規約は、令和7年〇月〇日より施行する。